

平成 25 年（ネオ）第 16 号 通行妨害禁止請求上告事件
平成 25 年（ネ受）第 17 号 通行妨害禁止請求上告受理申立事件
上告人（申立人） 伊佐真次
被上告人

最高裁判所 御中

高江ヘリパッド建設反対運動弾圧訴訟の公正判決を求める要請

米軍ヘリパッド建設に反対する沖縄県東村高江住民の運動を「通行妨害」だとして国が伊佐真次さんを訴えている事件の 1 審、2 審の判決は、伊佐さんの主張をことごとく退けるきわめて不当なものです。

この問題の発端は、防衛省沖縄防衛局が住民の反対を無視して一方的に、高江集落をとり囲むようにヘリパッド建設を強行しようとしていることにあります。

この訴訟は、国が、ヘリパッド建設に反対する運動を弾圧する目的で住民を相手に起こしている前代未聞の訴訟（「スラップ訴訟」）です。「通行妨害」とされた伊佐さんの行為は、住民が平穏な生活を守るために、工事を強行する防衛局の職員に対して抗議の意思を表明した非暴力のものであり、これを禁ずる判決は憲法第 21 条が保障する表現の自由に対する重大な侵害です。

高江のヘリパッドは、日米両政府が配備を強行している危険な欠陥機オスプレイの着陸帯として使用されており、住民の不安と懸念はますます増大しています。

私たちは、最高裁が、高江の住民の置かれている実情をふまえ、被告の行動の事実を検証して、上告を受理し、国の不当な訴えを退ける公正な判決を出されるよう求めます。

氏 名	住 所

高江住民運動弾圧訴訟をたたかう伊佐真次さんの最高裁でのたたかいを支援する会

事務局 安保破棄中央実行委員会 〒101-0061 東京都千代田区三崎町 2-11-13
電話 03-3264-4764